

医療構造改革の推進体制について

1. 厚生労働省における体制整備

(1) 「医療構造改革推進本部」の改組充実（別紙）

医療構造改革推進本部に総合企画調整部会（次官・局長レベル）を設け、その下に次の3つのプロジェクトチーム（課長レベル）を置く。

- ・ 医療費適正化計画プロジェクトチーム
- ・ 地域ケア・療養病床転換推進プロジェクトチーム
- ・ 医師確保総合対策プロジェクトチーム

(2) 「医療費適正化対策推進室」の新設

保険局総務課に医療費適正化対策推進室を置き、次の事務をつかさどる。

- ・ 医療費適正化基本方針（参酌標準を含む）、全国医療費適正化計画の作成
- ・ 都道府県医療費適正化計画の策定支援
- ・ 保険者の特定健康診査・特定保健指導におけるサービス提供・人材確保等の調整
- ・ 医療費適正化における療養病床の再編に関する調整
- ・ その他

(3) 「地域ケア・療養病床転換推進室」の新設

老健局に地域ケア・療養病床転換推進室を置き、次の事務をつかさどる。

- ・ 地域ケア体制の計画的な整備を進めるための指針の策定
- ・ 療養病床の円滑な転換に関する調整その他

2. 都道府県における体制整備

上記の厚生労働省における体制整備を参考にしつつ、各都道府県においても、トップのリーダーシップの下、関係部局が連携して総合的な取組を行う推進体制の整備を図っていただきたい。例として次のような取組が考えられる。

(1) 部局横断の総合的な推進本部

- ・ 知事又は副知事をトップとした総合的な推進本部を置く。
- ・ 保健、医療、福祉（介護）、県立病院の担当部局のほか、総務・企画部局もメンバーに参画する。
- ・ テーマに応じて適宜プロジェクトチームやワーキングチームを設置する。
- ・ 外部の関係者や有識者等の意見を聴くことも重要であり、検討会、懇談会等の意見交換の場を設ける。

(2) 医療費適正化対策の担当組織

- ・ 都道府県医療費適正化計画の策定等の医療費適正化対策のとりまとめとなる課室を定め、専門に担当する係又はチームを置く。
- ・ 庁内の関係部署との調整等を円滑に行うため、(1)の総合的な推進本部の下に、都道府県医療費適正化計画策定のためのプロジェクトチーム又はワーキングチームを設ける。

(参考) 構成メンバーとして考えられる例

保健福祉部局の筆頭部署、国民健康保険担当、老人医療担当、医務担当課、介護保険担当、
高齢者保健福祉担当、健康増進対策担当、地域保健担当、
総務部局・企画部局

- ・ (1)と同様、外部の関係者や有識者等から構成される検討会、懇談会等の意見交換の場を設ける。その際、「老人医療費の伸びを適正化するための指針」に基づく検討会、懇談会等が既に設置されている都道府県においては、こうした既存の枠組みを活用することも考えられる。

医療構造改革推進本部の組織

本部長	厚生労働大臣
本部長代理	(総括) 副大臣 (本部長の指名する者) 大臣政務官 (本部長の指名する者)
副本部長	(総括) 事務次官 厚生労働審議官 社会保険庁長官
本部員	官房長 総括審議官 技術総括審議官 統計情報部長 医政局長 健康局長 医薬食品局長 雇用均等・児童家庭局長 老健局長 保険局長 政策統括官 (社会保障担当) 北海道厚生局長 東北厚生局長 関東信越厚生局長 東海北陸厚生局長 近畿厚生局長 中国四国厚生局長 四国厚生支局長 九州厚生局長 社会保険庁次長 社会保険庁運営部長

【事務局】

- ・事務局長: 社会保障担当参事官
- ・事務局次長: 医政局総務課長、健康局総務課長、老健局総務課長、保険局総務課長
- ・庶務: 保険局総務課の協力を得て、社会保障担当参事官室

(次官・局長レベル)

総合企画調整部会

事務次官、厚生労働審議官、政策統括官 (社会保障担当)、医政局長、健康局長、老健局長、保険局長

【事務局】

- ・事務局長: 社会保障担当参事官
- ・事務局次長: 大臣官房参事官、政策評価官
- ・庶務: 関係局の協力を得て、社会保障担当参事官室

〈時々の重要課題に応じて適宜PTを設置。当面、次の3PTを置く。〉

(課長レベル)

医療費適正化計画PT

- ・医療費適正化計画と3計画 (医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画) の整合性のとれた策定・見直し作業のための進行管理、調整

保険局 (事務局)、医政局、健康局、老健局

(課長レベル)

地域ケア・療養病床転換推進PT

- ・各地域の将来ニーズや社会資源の状況に即した地域ケア体制の計画的な整備を進めるための指針の策定、療養病床の円滑な転換に関する調整

老健局 (事務局)、保険局、医政局

(課長レベル)

医師確保総合対策PT

- ・へき地等の地域や小児救急医療、産科医療等の分野での医師偏在や、病院勤務医を中心とした医師確保問題への対策 (医療事故等の原因究明制度等の検討を含む。) に関する調整

医政局 (事務局)、保険局、雇児局